答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、請求人に対し、令和5年9月20日付けの通知書により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分に不服がある旨を主張し、 その取消しを求めている。

- 1 検査手当を収入認定すべきでないこと
 - (1) 特定B型肝炎患者は「国の政策の被害者」であって、立場的には原 爆被災者や公害被害者と同等ではないのかという思いがあり、収入認 定に関してそれらの者が控除を受けているのだから、特定B型肝炎患 者も同様の運用をするのが自然である。

また、検査手当は、1回につき15,000円と少額であり、定期 検査を行った者に対する報酬という意味もあると考えられ、慈善的性 質のものである。

このため、検査手当は、次官通知(後記第6・1・(3)参照)第8・3・(3)・アに該当し、収入と認定すべきではない。

(2) 特定B型肝炎の国賠訴訟和解は大まかに「給付金」と「検査手当」 の二段階に分かれている。請求人は「給付金」の収入認定に異議を申 し立てておらず、「検査手当」に対して収入認定をしないでほしいと 申し立てている。上記国賠訴訟は全国で推定40万人と言われる大規 模なものであり、その給付金や検査費用に対して厚生労働省が生活保 護の収入認定について何ら通達していないとは考えられない。

2 自立更生免除が認められるべきであること

ガスコンロは生活上欠かせない器具であることに疑いはなく、以前には電子レンジ、炊飯器等が自立更生免除として認められた経緯があった。却下された理由の詳しい説明がなかったが、処分庁の「会議」で却下されたとのことで、「認めたら他の受給者に対して不公平ではないか」との意見もあったとのことである。自立更生に必要な物品か否かという話でなく、他の受給者との不公平云々で却下されたのなら大いに反論したい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を 適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

	年 月 日	審議経過
令和	6年 8月22日	諮問
令和	6年11月22日	審議(第94回第2部会)
令和	6年12月23日	審議(第95回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、 以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、 能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用 することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について

具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

また、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている(東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載)。

(3) 収入の認定及び自立更生免除

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月 1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・ア・(ア)は、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。

イ 次官通知第8・3・(3)は、収入として認定しないものとして、災 害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険 金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる 額(同・オ)を挙げている。

なお、同・アは、社会事業団体その他(地方公共団体及びその長を除く。)から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を 有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当で ないものを挙げている。

さらに、同・スないしチは、原子爆弾被爆者に対する手当、公害 健康被害に係る障害補償費など、個別法に基づき支払われる金銭を 収入として認定しないものとして挙げているが、特定B型肝炎ウイ ルス感染者に対する給付金、検査手当等は挙げられていない。

ウ 平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」(以下「問答集」という。)問13

-5 (答)・(2)は、法63条に基づく返還額について、原則として 保護金品の全額を返還対象とすべきであるが、そうすることが当該 世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、次の範囲 の額を返還額から控除して返還額を決定しても差し支えないとし、 同・ウとして、当該収入が、次官通知第8・3・(3)に該当するもの にあっては、「課第8の40」(下記エ)の認定基準に基づき実施 機関が認めた額を挙げる。

- エ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付厚生省社保第34号厚生省社会局保護課長通知(以下「課長通知」という。)第8の40・答(2)・クは、「自立更生のため」の用途に供される額の認定について、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」の限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費とするとしている。
- (4) 次官通知、課長通知及び問答集の位置付け

次官通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項 の規定に基づく法の処理基準である。

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(5) 特別措置法

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 (以下「特別措置法」という。) 1条は、この法律は、集団予防接種 等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感 染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曽有のものであることに鑑み、 特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウ イルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、こ の感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とするとしてい る。

特別措置法15条は、社会保険診療報酬支払基金は、同法12条1項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、年を単位として定期検査2回までに限り、定期検査手当を支給するとし、同

法15条2項は、その額は定期検査1回につき15,000円とする としている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人から検査手当に係る15,000円の収入申告があったことから、同額を収入として認定することとし、ケース診断会議を開催して請求人から申出があったガスコンロの購入費用を自立更生免除として認めないこととして、同額に相当する支給済保護費を法63条の規定に基づく返還金額としたことが認められる。

検査手当は、特別措置法に基づく給付であり(1・(5))、公の給付については、その実際の受給額を収入として認定するものとされていること(同・(3)・ア)からすれば、申告があった検査手当を収入認定することとした処分庁の判断は適正なものである。

また、処分庁は、請求人から申出があったガスコンロの購入費用について、使用中のガスコンロが引き続き使用可能な状態にあることを担当職員が確認していたことを理由に、自立更生免除として認めないとしているが、当該判断についても不合理な点は認められない。

以上によれば、本件処分は、法令等の規定に則った適正なものであり、違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人の主張についての検討
 - (1) 請求人は第3・1のとおり、特定B型肝炎患者が立場的には原爆被災者や公害被害者と同等であること、検査手当が慈善的性質のものであること等から、社会通念上収入として認定することが適当でない金銭であるとして、次官通知第8・3・(3)・アにより、収入と認定すべきではない旨主張する。

しかし、上記2で述べたとおり、検査手当は、特別措置法に基づき 支給される公の給付であり、特に収入として認定しないものとして次 官通知等に挙げられていない以上、同・(2)・アの「恩給、年金等の収 入」として、実際の受給額を収入として認定するべきものである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

(2) 請求人は第3・2のとおり、ガスコンロは生活上欠かせない器具であり、他の受給者との不公平との理由で自立更生免除が認められなかったのであれば、不服である旨主張する。

しかし、本件では、請求人が使用しているガスコンロについて、引

き続き使用可能な状態であることを担当職員が確認していたことから 自立更生免除が認められなかったものであり、処分庁の当該判断に不 合理な点は認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解 釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われ ているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己